

外国人旅行者等への免税品梱包袋・テープの売買に関する覚書

青森商工会議所（以下、甲）と購入者（以下、乙）は、甲作成の免税品梱包袋・テープ（以下、消耗品）の売買に関し、以下の通り覚書を締結する。

1. 販売対象

甲は、以下の条件を満たすものに限り、消耗品を販売する。

- ①輸出物品販売場の許可を税務署から得ていること
- ②免税店シンボルマークの使用承認を観光庁から得ていること

2. 販売数量

袋の販売数量は10枚単位とし、テープの販売数量は1巻単位とする。

3. 価格

消耗品の価格は消費税免税店向け消耗品発注書に定めるものとし、甲は、必要に応じ価格改定を行うことが出来る。

4. 転売禁止

乙は、購入した消耗品を転売してはならない。

5. 返品不可

甲は、いかなる理由があろうとも、消耗品の返品には応じない。

6. 消耗品に関する損害

甲は、消耗品の利用に関し、利用者又は第三者に事故又はトラブルが発生した場合、及び損害が生じた場合であっても、損害賠償その他一切の責任を負担しない。

7. 管轄裁判所の合意

本覚書の準拠法は日本法とし、消耗品に関する一切の紛争について訴訟の必要が生じた場合、青森地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上の項目に合意し、本書を甲乙各々1部所有する。

平成 年 月 日

甲 青森市橋本2丁目2番17号
青森商工会議所
専務理事 櫻庭洋一

乙 (住所)
(社名)
(代表者)

印